

平成31年（ワ）第 号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令即時抗告事件

抗告人（債権者）

相手方（債務者） 四国電力株式会社

## 抗 告 理 由 書 1

（司法審査の在り方）

平成31年4月12日

広島高等裁判所 御中

抗告人ら代理人

弁 護 士 中 村 覚  
外

### 1 原決定の内容

(1) 原決定は、認定事実として、ア 福島事故の状況、被害、イ 事故調査報告書の内容、ウ 原子力安全委員会における検討、エ 原子力安全・保安院による検討、オ 規制委員会の設置、カ 原子炉施設等基準検討チームによる検討、キ 地質等基準検討チームによる検討、ク 新規制基準の施行、ケ 規制委の報告書及び考え方、コ IAEAの評価を認定し、平成24年法改正の趣旨を認定している（123～137頁）。

(2) その上で、司法審査の対象として、抗告人らの生命、身体等という重大な保護法益に対する侵害が生ずる具体的危険性があるか否かであるとし、発電用原子力施設（以下、「原発」という）の安全性は、一般に、科学技術を利用した各種の装置・施設等において絶対に事故発生の危険がないという絶対的安全性を求めることができず、一定程度の事故発生の危険性を伴うがその危険性が社

会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合又はその危険性の相当程度が人間によって管理できる場合、相対的安全性が認められるとして利用が許容されるとする。また、その程度は、最新の科学的・専門技術的知見を踏まえた合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性を確保していることが必要で、このような安全性を欠いた施設は具体的危険性があるといえるとした（137～138頁）。

(3) 主張疎明責任については、本来は抗告人らが具体的危険性の存在について主張・疎明責任を負うが、①原発の運転には新規制基準に基づく審査を経ることが定められていること、②事業者たる相手方は抗告人らに比して安全性に関する科学的・専門技術的知見及び資料を十分に保持していること、③原発の安全性に欠けるところがあれば抗告人らの生命・身体等の重要な法益に対する直接的かつ重大な侵害が生ずる危険があることを根拠として、相手方が具体的危険性が存在しないことについて相当の根拠・資料に基づき主張・疎明する必要がある、疎明が尽くされない場合には具体的危険性の存在が事実上推定されるとした（139頁）。

(4) もっとも、相手方は、規制委員会による新規制基準の適合判断が示されている場合、具体的危険性が存在しないことの主張・立証に代えて、①新規制基準に不合理な点がないこと、②規制委員会の基準適合判断の過程に看過し難い過誤・欠落がないことを主張疎明することができるとした（139～140頁）。

2 原決定は以下の点で不合理である。

(1) 抗告人らが主張していた枠組みの当不当について無視した。

ア その枠組みは以下のとおりである。

原発訴訟（民事訴訟）では、本件原発が人格権侵害の観点に照らして備えるべき安全性を備えているかが判断の対象となる。その判断方法に関しては、①原発に求められる安全性の程度をどう解するか、及び、②疎明の負担をどう分配するか、の2つに分けて考えるべきである。

## イ 原発に求められる安全性の程度について

- (ア) 福島原発事故以前の差止訴訟においては、「原発が有する危険性を社会通念上無視し得る程度に小さく保っているか」という、いわゆる社会通念論が採られてきた。

しかし、「社会通念」の内容が一義的でなく恣意的な解釈を許すもので、原発という極めて危険で、かつ、一たび事故が起ればその損害を容易に回復できないような施設（①甚大性（生命や身体に深刻な影響を与えること）、②広範囲性（地球規模での放射能汚染の拡散）、③コミュニティそのものの破壊、④長期継続性（数万年単位で汚染が続くこと）、⑤不可逆性（遺伝子を傷つけ復元しないこと））の安全性を判断する基準として不適切である。

そして、福島原発事故後、原子力基本法や原子炉等規制法の改正、また、原子力規制委員会設置法の制定など、原子力関連法規の改正手続を通じて一貫して目的とされたことは、福島原発事故のような深刻な事故を二度と起こさない、ということであり、原発に求められる安全性は、福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性、あるいは、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（深刻な災害が万が一にも起らないと合理的通常人が考える程度の安全性）と解すべきである。これは、いかなるミス・欠陥も許さない安全性（ゼロリスク）という絶対的安全性ではない。

- (イ) 然るに、原決定は、「一般に、科学技術を利用した各種の装置、施設等において、絶対に事故発生危険がないという絶対的安全性を達成することはできず」と、抗告人らの主張をいかなるミス・欠陥も許さない（ゼロリスク）という意味での絶対的安全性を求めるものと曲解し、福島原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での

「限定的」絶対的安全性、あるいは、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（深刻な災害が万が一にも起らない程度の安全性）が原発に求められるという主張を無視して、その当否の判断を避けて、一足飛びに、「一定程度の事故発生の危険性を伴うがその危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合又はその危険性の相当程度が人間によって管理できる場合、相対的安全性が認められるとして、その利用が許容され」とした（138頁）。

これは、原告人らが申立書18頁において、「なお、債権者が求めているのは、いかなるミス・欠陥も許さない安全性、いわゆるゼロリスクではない。近年、絶対的安全性は観念できないから、従来の裁判例が採用する社会通念論でよいのだ、という仮処分判断も散見されるが、これは債権者の主張を曲解するものである。」とわざわざ注意喚起していた誤りを犯してしまったものである。

- (ウ) 原告人らは、さらに進んで、瀬木意見書（甲650）に則り、本件のように、行政訴訟でない民事訴訟では、いくつかの科学的学説のうちいずれかを採用することも許されるという意味での行政庁の裁量の余地はなく、法改正・新基準策定という外形的事実のみから原発に求められる高度の安全性が確保されたとはいえず、規制委員会の設置変更許可のみで債務者に一応の主張・疎明があったとすることはできないことを主張していた。

原発技術は、他の科学技術とはその内在する危険が異質・特殊であり、被害が大きければ大きいほど発生確率・頻度が小さくとも規制すべきという「反比例原則」からしても、被害が極大な原発には非常に高度な安全性が求められる。原発の有益性がいかに大きくとも、この高度な安全性を下回ることは許されない。このような実質的な根拠を踏まえ、原告人らは、具体的には、下山憲治名古屋大学教授の見解やドイツの裁判例

や日本エネルギー研究所の報告書にある、「人間の認識能力の限界からして、それ以上は排除することができないような危険性」を意味する「残余リスク」の考え方を紹介しつつ（甲725・33頁，甲8・48頁，甲726），事業者が，①科学の不確実性を排除するために工学上の経験則に準拠するだけでなく科学理論的な想定や計算に過ぎないものも考慮に入れたか，②支配的・通説的見解に寄りかかって全ての代替可能な科学的見地を考慮したか，③十分に保守的な想定でリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮したかという観点から司法審査を行うべきことを主張したが，原決定はこの主張について完全に無視し，判断を示さなかった。

なお，近時，住民側のこのような安全性の主張に対し，「結局のところ絶対的安全性を求めることにつながるから採用できない」という裁判例が見受けられるが（H30.3.19 函館地裁や H30.11.15 高松高裁など），住民側の主張を排斥するための強弁の類というほかない。抗告人らは不確実なリスクを十分踏まえるべきと言っているだけである。例えば，新幹線において踏切事故を絶対に起こさないようにするために高架化するとか，裁断機による趣旨の切断事故を起こさないようにするために使用者が両手でボタンを押さない限り作動しない仕組みにするなど，限定的絶対的安全性を要求する施設は現実にくらでもある。一般的な科学技術ですらそうなのだから，いわんや万が一の場合に極めて甚大な被害が生じる原発でそのような安全を要求しないことは許されない。

抗告人らと同様の考え方は，福島原発事故の損害賠償請求訴訟において複数の裁判例が認めるところである。

例えば，平成30年3月16日東京地裁判決（甲998）は，「原子力発電所は…安全性が確保されないときは…極めて重大な事故に至り…極めて深刻な災害を引き起こす恐れがある」ので「少なくとも炉規法

24条1項3号及び4号, 電業法39条1項及び40条は…原子力事業者…に対して…原子力発電所が引き起こすおそれのある重大な事故及び深刻な災害を万が一にも起らないようにする程度の安全性を維持する義務をも定めている」(304頁乃至306頁)とし, 平成29年9月22日千葉地裁判決(甲999)は, 「原子力は, 通常の科学技術のレベルを超えた制御不能な異質な危険を内包し…一たび事故を引き起こすと, 広域・多数の国民の生命・健康・財産や環境に対し, 甚大かつ不可逆的な被害をもたらすことからすると, 原子力発電所の稼働に当たっては, 具体的に想定される危険性のみならず, 抽象的な危険性をも考慮した上で, 広域・多数の国民の生命・健康・財産や環境が侵害されないための万全な安全対策の確保が求められる」「経済産業大臣の…権限(技術基準を決める権限)は, 原子力の利用に伴い発生するおそれのある受容不能なリスクから国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することを主要な目的として, 万が一にも事故が起こらないようにするため, 技術の進歩や最新の地震, 津波等の知見等に適合したものにすべく, 適時にかつ適切に行使することが求められ」(113頁)とし, 平成30年3月15日京都地裁判決(甲1000)は, 「原子力発電所の安全性については, 放射性物質の持つ特殊な性質からすると, 極めて高い安全性が求められるというべきである。…我が国においては地震や津波等の自然災害は, その発生数等も多く, 諸外国に比べても特に注意すべき事象の一つといえることができ, このような地震や津波等の自然科学の分野の科学的知見は, 新たな地震等が発生する等して, 深化していくことも踏まえれば…経済産業大臣は, 常に最新の知見に注意を払い, 現在の原子力発電所の安全性について, 万が一でも事故が発生しないといえる程度にあるのがどうか, 常に再検討することが求められている。」(65乃至66頁)とする。

## イ 疎明負担の公平な分担について

### (ア) 疎明責任の所在及び程度について

本件のような人格権侵害に基づく原発運転差止仮処分（民事訴訟としての仮処分）にあつては、その原則に従い、差止めを求める原告人らにおいて、人格権侵害の具体的危険が存することの主張、疎明をつくしたか否かが審理、判断されるべきであり、ここでいう疎明の程度については、生命や身体への侵害の危険性が大きい場合には被保全権利の疎明は軽くて足りると解されるどころ、①わずか8年前に、実際に、福島第一原発事故という、日本では決して起こらないと主張されていた過酷事故が起こってしまい、原発の稼動・運転により生命や身体の侵害が現に起こりうることが明らかとなったこと、②事故によって明らかとなった原発のもつ潜在的危険性の大きさと電力会社、行政、研究者の無策、③ことに日本のような地震、津波等の起こりやすい環境下において居住地のごく近くに多数の原発が建設されているという世界的にみても稀有な事態の含む大きな危険性、を考慮すれば、原告人（住民）側の疎明の程度は、相当に軽くなってしかるべきである（甲650・7～8頁）。

### (イ) 証明度軽減の法理

上記の考え方は、証明度軽減の法理と呼ばれるものに親和性を有する。同法理について、加藤新太郎裁判官は、現代型訴訟に象徴されるような当事者対等が実質的に維持されていない上に証拠の偏在が著しい訴訟が現れている現実を考慮すれば、証明度を軽減しなければ、かえって当事者の実質的公平及び実態的正義に反する結果を招くケースがあり、このような理解を前提とすれば、理論的には、例外的に原則的証明度を軽減することにより立証者の負担を軽減する余地のあることを肯定せざるを得ないとしている。そして、実践的場面において証明度軽減を許容するためのガイ

ドラインとして、以下の3つの観点からの相当性テストを述べる。

- i) 事実の証明が困難であるのは事柄の性質の故か
- ii) 証明困難である結果、実体法の規範目的・趣旨に照らして著しい不正義が生じるか
- iii) 原則的証明度ないしそれと等価値の立証をさせる代替手法は工夫できないか

原発訴訟は現代型科学訴訟の最たるものであり、現代の科学技術の限界、立証の困難性、証拠の偏在等の観点から、証明度軽減の法理が最も良く当てはまる。

これに加え、抗告人の立証活動が仮処分における疎明の場合には、証明度がさらに軽減され得る。瀬木教授は、「被保全権利の立証は事実上省略してもよいといった考え方」さえあるとしているが（甲650・8頁）、このような考え方を前提としているものである。そして、証明度軽減の法理は、志賀2号機一審判決、徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分判決、広島市北部ゴミ埋立処理場建設差止判決などにおいても同様の考え方が採用されてきたものである。

瀬木教授は、「生命、身体への危険が問題とされている事案においては、住民側の行うべき疎明の程度は通常仮処分よりも低くて足り、一方、この疎明があった場合には、事業者側は、そのような危険が存在しないことについての高度の反対疎明（本訴でいえば反証）に成功しない限り、住民側の疎明が尽くされたこととなると考えるのが、学問的にも、実際的にも、相当であると考え。また、これは、民事保全法の通説的解釈であるとも考える」と断じている（甲650・13頁）。

これが、本件において抗告人らが主張している疎明負担の公平な分担である。

(ウ) 原決定の判断枠組み

しかるに、原決定は、「本件原子炉を運転することによる具体的危険性の存在について主張、疎明責任は、本来債権者らが負うべきものである」としつつ、「本件原子炉を設置し運転する債務者の側において、具体的危険性が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要があり、債務者がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険の存在が事実上推定されるべきである」としている。その上で、「当該発電用原子炉が新規制基準に適合する旨の判断が規制委員会により示されている場合には、具体的危険が存在しないことの主張、疎明に代えて、現代の科学的、専門的知見に照らし、①新規制基準に不合理な点がないこと、②当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することができるというべきである」としている（138頁～140頁）。

(エ) 原決定の判断枠組みの問題点① - 疎明責任の転換の点

原決定は、疎明責任の転換という判断枠組みを採用しているものであるが、民事保全法の通説的解釈である抗告人らの判断枠組みを採用しなかった理由について何ら言及していない。伊方最高裁判決の判断枠組みを参照したものと考えられるが、民事訴訟と行政訴訟とは峻別されるべきであり、民事訴訟である本件について行政訴訟である伊方最高裁判決の判断枠組みを参照することは不合理である（甲650・18，19頁）。疎明責任を事実上転換するといった迂遠な方法を探らずとも住民側の疎明の程度を相当程度軽くすることによって当事者の実質的公平を図るのが適切であり正義にもかなう。

また、更なる原決定の問題点として、一見、疎明責任を転換して住民側の保護を厚くしているようにみえて、実は、事業者の疎明の程度を軽くすることで、実質的には差止めが認められる余地が狭くなるという点が挙げ

られる。すなわち、仮に疎明責任の転換を図るのであれば、転換後に事業者が行うべき疎明の程度は、通常のスル明よりも相当程度高い、実質的に証明に近い程度のものになるべきである。なぜならば、そうしないと、「本来当事者間の実質的衡平を図るために債権者側の負担を減らす方向に働くはずの「疎明責任の事実上の転換」という法理が、反対に、債務者側の疎明責任を軽減し、債権者側に過酷な立証を強いる」という異常な事態を生じさせることになるからである。もしも本当に疎明責任を転換するのであれば、債務者側の疎明は通常のスル明に限りなく近いものを要求すべきであって、それがなされない限り、債務者側の疎明が尽くされたとはいえず、仮処分が認められることになるはずである。そうすれば、実質的には、「債権者が人格権侵害の一応の危険性を疎明すれば足り、その場合、債務者側の反対スル明（反証）はきわめて高度のものが要求される」という、抗告人が主張する証明度軽減の法理とほとんど変わらない結果となりうる（甲650・17頁）。

（オ）原決定の判断枠組みの問題点② - 新規制基準の合理性等で代替可能としている点

原決定は、相手方が行うべき疎明の対象について、原則として抗告人らの人格権侵害の具体的危険が存在しないこととしながら、行政庁による新規制基準への適合判断がなされている場合には、基準の合理性及び基準適合判断の合理性で代替することができるという論理を用いている。

しかし、基準の合理性や基準適合判断の合理性は、人格権侵害の具体的危険が存在しないことの間接事実には過ぎない。法が、本来的に危険な原発の稼働について、予め網羅的に一般的に禁止し、厳格な要件を満たした場合にのみ例外的に禁止を解除するという許可制を採用している趣旨からすれば、基準が不合理または基準適合判断が不合理であれば、違法性が推認されるということはあっても、基準が合理的ないし基準適合判断が合理的

であれば直ちに危険がないものとして扱われるというのは不合理である。

また、このような考え方を採用すると、新規制基準において考慮の対象とされていない具体的危険（具体的には避難計画の問題）については、事業者は何ら疎明責任を負わないこととなってしまう、明らかに不合理である。

(カ) しかるに原決定は、疎明責任の転換をしたうえで、本来間接事実に過ぎないはずの新規制基準を判断枠組みに取り込み、結果として相手方の疎明責任を大幅に軽減し、抗告人に過酷な立証を強いるという異常な判断を行っている。

(2) 具体的判断においても不合理である。

ア 原発訴訟は、確かに科学技術的知見を基に設置・運転される原発の安全性に関する訴訟であるが、伊方最判がなされた平成4年であれば別論、今日、原子力技術はもはや時代の最先端技術であるとは言い難いことは原子力に携わる関係者の多くが自認する事理であり、宇宙ビジネス分野や人工知能(AI)に代表されるロボット工学の分野、ナノテクノロジーなどのライフサイエンスの分野などと比較して、極めて高度と呼べるような代物ではなくなっている(甲1001 櫻井敬子『原発訴訟管見』p59～60)。裁判所が理解不能な、したがって専門技術的裁量の範囲が大きくなるような問題ではない。

もっとも、一方で、原発の安全性判断の前提となる地震学や火山学など、地球科学的な学問分野は、地下で起こるために目視等による検証ができず、実験による再現も困難であるために過去のデータに基づく推論に頼らざるを得ないにもかかわらず、頻度の少ない事象であるためにデータ自体も少ないという三重苦が存在し、科学によって明確な答えが得にくい、簡単に意見が収束しない、学者毎に正しいと確信する意見が異なることが多い、不定性

の大きい学問分野であり、このような分野についてどのように司法審査を行うべきかという問題がつきまとう（甲1002平田光司『科学の卓越性と不定性』及び瀨瀬一起『科学と防災』）。地震や火山の発生の具体的可能性を住民側が立証しなければならないとすると、それは事実上不可能を強いることになりかねず、人権救済は事実上不可能となり、司法の自殺に等しい。

そして、このような科学的に不定性の大きい分野に関する司法審査は、科学を過信し無理に「科学的」判断を行おうとすればかえって不合理を招く虞が大きい。そうではなく、法的な観点から、被侵害利益の内容や性質、事故の発生可能性の程度、万が一事故が発生した場合の被害の内容や程度、被害を軽減するための措置の有無・程度（避難計画の内容もこれに含まれる）、原発の社会的有用性の有無・程度（代替手段の有無も含まれる）などを比較衡量したうえで、どのような場合に人格権侵害が認められるかが検討されなければならない。

そして、被侵害利益が重大であり、事故発生被害は特異（不可逆、甚大、広範囲、長期継続及び全体的損害）であり、被害を軽減するための措置も万全ではなく（避難計画の不備）、原発の社会的有用性も低下している（再生可能エネルギーで発電を賄える）現状では、たとえ事故の発生可能性が小さいとしても、安易にそのリスクを無視することはできず、事業者が、①科学の不確実性を排除するために工学上の経験則に準拠するだけでなく科学理論的な想定や計算に過ぎないものも考慮に入れたか、②支配的・通説的見解に寄りかからず全ての代替可能な科学的見地を考慮したか、③十分に保守的な想定でリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮したかという3要件を設定し、これをすべて満たさない場合には人格権侵害の具体的危険があると考えべきことを主張した。このような判断であれば、必ずしも高度な専門技術的知識及び判断能力は必要ではない。

実際、大飯原発3・4号機に関する福井地裁平成26年5月21日判決は、

「(人格権侵害を根拠とする差止素養における)裁判所の判断は...(略)...必ずしも高度の専門技術的な知識, 知見を要するものではない」と述べる。

しかし, 原決定は, このような科学の不定性を全く理解せず, 相手方の採用した専門技術的知見が科学的にみて正しいのか否か, 原告人らの主張と比べていずれの主張が科学的に正しいのかという判断に拘泥し, 相手方の説明が「一応辻褄が合っている」という程度でこれを採用し, 反対に, 原告人らの主張に対しては, 極めて安易に排斥するという恣意的な判断を行っている。

債務者は, 債権者が指摘する科学的に見て合理的に見える疑問に対し, i その疑問を考慮しなくてもよい根拠 (①②の観点から, 単に理論的な想定や計算に過ぎない, 抽象的な危険を指摘するにとどまる, というだけでは不十分), あるいは, ii その指摘を踏まえてもなお原発が安全である根拠 (③の観点から, 単に事業者の見解を前提とした保守性では足りず, 住民側の見解を踏まえてもなお保守的であること, それがどのような意味でどの程度保守的なのかできるだけ定量化することまで要求される), のいずれかを主張・疎明しなければならない。債権者の主張・疎明によってもなお債権者の疑問が払拭されなければ, 原子炉の安全性に疑問が残る (債権者の人格権侵害の具体的危険が存在する) として, 当該原発の運転は差し止められなければならない。

原告人らの考え方は, どの程度の知見についてまで考慮すべきかという程度の差はあるものの, 福島原発事故の損害賠償請求訴訟において複数の裁判例が認めるところである。

例えば, 平成 30 年 3 月 16 日東京地裁判決 (甲 9 9 8) は, 「発生可能性や頻度を科学的に一義的に特定することが困難な津波について, 安全の側に立って, 科学的な立証や学会の統一の見解の形成まではなくとも, 相当な権威ある機関や専門家等によって相当な手続で, 相当な根拠をもって作成された科学的に十分に合理的な見解に基づく結果に関しては, 予見義務がある」

(311 頁) とし、平成 29 年 9 月 22 日千葉地裁判決 (甲 9 9 9) は、「原子力発電所においては、一たび過酷事故が起きれば国民の生命身体に不可逆的で深刻な被害をもたらすおそれがあるのであって、同事故による被害の経験を踏まえ、将来的に被害の再発・拡大を防止するという考えは採れない上、そもそも、炉規法等の一連の安全規制の法制度も、原子炉事故による深刻な災害が万が一にも起らないようにするという目的を達する点にある。そうであるとすれば、万が一にも過酷事故を起こさないようにすべく、予見可能性の程度としても、無視することができない知見の集積があれば一応足りるといふべき」(119 頁)「予見可能性の程度として、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性、すなわち、専門研究者の間で正当な見解として通説的見解といえるまでの知見を要求した場合、そのような確立が認められるまで原子力発電所における潜在的危険性を放置することになりかねない。」(121 頁) とし、平成 30 年 3 月 15 日京都地裁判決 (甲 1 0 0 0) は、「予見可能性の前提となる知見が科学的に確立され、専門家の間でも統一した見解となっていなければならないことまで要求されるものではない…将来の地震や津波の発生については、もともと正確に予測を行うことは非常に困難であり…歴史的事象の研究の進展や新たな事態の発生などにより、知見に総統変化が生じているし、かつては少数であった知見が支持を獲得していくことや、その逆も十分あり得る。そうすると…科学的知見が確立するまでは、原子炉の安全性を検討するにあたっての検討対象にする必要がないとすれば、この分野における新しい知見については、おおよそ検討しないでよいということにもなりかねない」(66 頁)「確立された科学的知見…以外が客観的かつ合理的な根拠と一切なり得ないとはいえない。…原子炉施設に求められる高い安全性と、地震や津波等の発生予測に関わる自然科学の分野の特殊性に鑑みれば、未だ見解の一致をみない知見であっても、客観的かつ合理的な根拠となる場合があり得る」(67 頁)「津波評価技術が…波源に関する科学的知見

が深化することを前提としたものといえるし…新たに検討すべき知見が生じれば、それをあてはめて算定することを想定したものである」(69 乃至 70 頁)「予見可能性検討する上で統一的通説的見解でなければ採用することができないというわけではないし、地震に関する調査、分析、評価を所掌事務とする被告国の専門機関である地震本部が、地震防災のために公表した見解は、その機関の設立趣旨や性格及び構成員等からして、地震又は津波に関する学者や民間団体の一見解とは重要性が明らかに異なり、単に学者間で異論があるという理由で採用に値しない、少なくとも検討にも値しないということは到底できない。」(71 頁)とする。

イ 裁判所が科学的に正しい認定をできるかのような傲慢な態度で以て安易に主張を排斥した例を挙げる。

まず、新規制基準の手續面の合理性に関して、福島事故の原因究明は途上にあることを、債権者が国会事故調査報告書が「安全上重要な機器の地震による損傷はないとは確定的には言えない」と指摘し、政府事故調査報告書が「地震発生後、津波到達までの間、圧力容器又はその周辺部に、閉じ込め機能を喪失するような損傷に至らないような軽微な亀裂、ひび割れ等が生じた可能性まで否定するものではない。また、仮にそのような軽微な損傷が生じたと仮定して、その後高温、高圧状態下にさらされるなどして当該損傷が拡大し、結果として閉じ込め機能を喪失するに至ったかどうかは不明である。」と重大な指摘をしているのを、それらを打ち消す規制委員会の見解と IAEA 報告書を殊更に持ち上げ、科学的に正しいと断じる前提で、「福島事故が発生した直接的な原因はおおむね解明され、それを踏まえて新規制基準が策定されているのであり、一部の点が未解明なまま新規制基準が策定されたことを持って、手続的な瑕疵があるということとはできない。」とした(140 頁ないし 143 頁)。

極めつけは、地震に対する安全性について、地震調査研究推進本部(地震本

部)という地震学で我が国最高の英知を結集した筈の政府が設置した組織の公式の検討結果である中央構造線断層帯長期評価(第二版)の「三波川帯と領家帯上面の接合部以浅の中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要と考えられる。伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中央構造線については現在までのところ探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」との重大な記載を、長期評価(第二版)は「四国電力(2014)」を見落とした結果で見落とさなければその記載はなされなかった筈であるという、13名の高名な学者からなる長期評価部会のたかだか2人の部会員の言うに事欠いた苦し紛れの意見書で簡単に否定し、岩盤を直接に採取し確認するボーリング調査と遠くから間接的に確認する音波探査で前者が後者より劣るとは一般常識でも考え難い(であれば小惑星探査機は危険を冒して岩だらけの小惑星に着陸して弾丸を撃ち込み舞い上がった岩石を採取せずに上空から電波探査をすれば足りる事になる)のに「ボーリング調査をしても、活断層であるかどうかは判断できず、また、ボーリング調査をせずとも、音波調査によって、中央構造線が活断層でないことが判断できる」と経験則・一般常識に反する荒唐無稽な「科学的」判断をした。

ウ 他方、原決定は、高度の専門技術的な知識・知見を要しない相手方に不都合なことについて判断を逃避する。

例えば、新規制基準の内容面の合理性に関して、原子力基本法2条2項が安全の確保について確立された国際的な基準を踏まえて行う旨を定め、原子炉の安全性評価において主流となっており IAEA も強く推奨する確率論的リスク評価手法が新規制基準に盛り込まれていないことについて、法が我が国の実情に即した規制を許容しないものと解することはできないとか、IAEA 基準が加盟国に国内基準への取入れを義務付けるものではないとか、世界有数の地震国・火山国である我が国の「実情」からは他のどの国よりも

進んで取り入れなければならない筈の基準を盛り込まない新規制基準が不合理であることは一般常識・経験則で分かることを「直ちに不合理であるとは認められない」と強弁した。

また、新規制基準が「最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性」を要求している点について、「確立された国際的な基準」によれば、発生確率が10のマイナス7乗以下を下回る自然災害を無視することは許されるが、そうでないものについては、福島原発事故の反省に立って「大規模な自然災害も想定した規制をする」とした炉規法1条の趣旨からして、考慮しなければならないところ、原決定は、火山の巨大噴火を社会通念によって無視すると判示している点に象徴されるように、優に10のマイナス7乗を上回るような頻度の自然災害も無視している。

- (3) 地震調査研究推進本部(地震本部)の中央構造線断層帯長期評価(第二版)の存在はもう一つ重大な問題を孕む。

原決定は、相手方に寛容な結論を導く仕掛けとして、規制委員会の適合判断で相手方の立証責任が軽減されるという考え方を用意した。しかし、佐田岬半島沿岸の本件発電所のごく近くに中央構造線が走りこれが活断層である疑いが強い旨の小松教授らの学説と、その有力な根拠となっている2017年12月19日に公表された中央構造線断層帯長期評価(第二版)の先の記述は、規制委員会の適合判断(原子炉設置変更申請については2015年7月15日)の後に表れた新たな科学的知見であるから、その指摘を考慮していない規制委員会の適合判断で相手方の立証責任が軽減される筈はない。

- (4) 新規制基準と直接関係のない違法事由を原告人らが主張する可能性が失われる。

具体的には、避難計画の不備が人格権侵害の具体的危険の存在を基礎づけると

いう主張である。

抗告人らが主張してきたとおり（準備書面7）、福島第一原発事故やチェルノブイリ原発事故の汚染状況・避難区域の範囲などからすれば、本件原子炉に放射性物質放出事故が生じた場合、抗告人らが放射性物質にさらされることとなることは明らかであり、抗告人らは、自己の生命、健康を守るために避難することが必要となる。この際、速やかに避難することができなければ、抗告人らは放射性物質にさらされ続けることになるのであり、生命、健康に重大な損害が生じることは明らかである。したがって、避難計画について不備が存すれば人格権侵害の具体的危険が存することは明らかである。

また、福島第一原発事故後に改正された原子力基本法及び原子力規制委員会設置法は、「確立された国際的な基準を踏まえ」安全の確保をすることを求め（原子力基本法2条2項、原子力規制委員会設置法1条）、原子炉等規正法も、「原子力基本法の精神にのっとり…国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を目的とする（同法1条）と規定され、「確立された国際的な基準」を踏まえた安全性が要求されることが明文化されているところ、この「確立された国際的な基準」である I A E A安全基準は、「立地評価」において避難計画の実行可能性・実効性が無いと判断した場合は、立地不適との結論を出さなければならないように規定するなど、実効性のある避難計画を策定することを求めている。米国、欧州、英国では、それぞれ、この I A E A安全基準に従い、実行可能かつ実効性のある避難計画の策定が事業者に求められている（準備書面7 30頁から36頁）。これが「確立された国際的な基準」であり、実行可能かつ実効性のある避難計画が策定されていなければ、法の求めに反していることとなる。法が求める安全性を満たしていない状態は、人格権侵害の具体的危険がある状態であることは明らかである。

原決定は、原子力事業者も原子力災害対策を実施すべき責務を負うことを認め

ながらも、避難計画の策定は地方公共団体が国の助言等を受けて策定することになっており、かつそれが実効性のある避難計画を策定する上で最も合理的であるため、新規制基準において避難計画が審査の対象となっていなくても不合理であるとはいえないとし（295頁から296頁）、その上で、抗告人らの主張（抗告人らの避難、屋内退避が困難であることや、避難計画の合理性、実効性が認められないことなど）について、新規制基準を満たす本件原子炉は相対的安全性を有し、具体的危険性が存在するとはいえないため、具体的危険性が存在することを前提とする抗告人らの主張は採用することができない、としている（311頁ないし313頁）。

上記のとおり、避難計画の不備は人格権侵害の具体的危険を生じさせるにもかかわらず、新規制基準に該当しさえすれば、避難計画の点はよほどおかしなことがない限り具体的危険性はないという論理不明な規範が用いられ、結局、避難計画については何の判断も行わないのと同様の状態となっている。これは、原決定が上記のような判断枠組みを採用したために生じたものである。

また、「地震と過酷事故の同時災害となった場合に、債権者らの居住地の状況からすれば、債権者らが速やかに避難、屋内退避を行うことは容易ではないようにも思われる」としながら、「全国の実働組織による支援の実施」がされることになっているため、抗告人らの主張は認められないとする。過酷事故が生じている状況下における支援の実現可能性や実効性について何ら言及がなく、上記のとおり法が避難計画の実効性を求めているにもかかわらずそれを判断していない。判断の遺漏があることは明らかであるが、これも、そもそもの判断枠組みが誤っているために生じたものといえる。

以上